

## 凡例

- 一、本巻は琉球王国評定所文書、第十巻である。
- 一、本巻は東京大学法学部法制史資料室所蔵の琉球評定所記録及び国立公文書館蔵旧琉球藩評定所書類を収録したものである。
- 一、収録史料中の標題に付されている番号(例、一五二三など)は旧琉球藩評定所書類目録(東京大学史料編纂所所蔵)の中の整理番号である。
- 一、本巻は旧琉球藩評定所書類目録(東京大学史料編纂所所蔵)中の整理番号に従い、通巻番号順に収録してある。
- 一、各号文書の本文見出しは、旧琉球藩評定所書類目録に従っており、史料標題と異なる場合がある。
- 一、本巻は巻頭論考と、各史料ごとの解題、および史料本文よりなるが、各史料ごとの解題の末尾には解題

執筆者を明示してある。

- 一、筆耕は法政大学沖繩文化研究所所蔵の写真複製本のコピーを用いておこない、判読の困難な部分については浦添市立図書館沖繩学研究室所蔵の写真複製本と、原本で照合した。
- 一、収録に際しては出来るだけ原史料の体裁を留めるよう努力したが、編集の都合上、以下の変更を加えた。

  - 1 旧漢字は原則として新漢字に改めた。
  - 2 「里」「筑」の略字体はそれぞれ「里之子」「筑登之」と表記した。
  - 3 変体仮名(は)、(は)、(え)、(あ)、(と)、(あ)、(も)、(より)、(して)はそのまま生かし、他は原則として平仮名に直した。
  - 例、幾↓き、留↓る、楚↓そ、連↓れ、など。
  - 4 宛(つつ)の意味を示す完は、訂正せずそのまま用いた。
  - 5 朱書の箇所は「」でくくり区別した。
  - 6 原文の抹消は傍点、を文字の左に付した。

7 明らかな誤字・脱字については訂正したり、(マ)と注記した。また、脱字については、( )で訂正した。

8 判読できなかった文字は□や□□で示し、虫損などの理由で判読不可能なものは□□<sup>(虫喰)</sup>あるいは□□と表記した。

9 原史料にはないが、句読点及び並列点を付した。

10 その他、内容を損わない範囲で編集の都合上変更を加えてある。

11 各号文書ごとに算用数字で通し番号を付した。

12 文書の内容が関連する場合には枝番号を付した。

13 行間の書き込みが長文に及ぶ場合には関連箇所の文末にまとめた。

14 一五二三号及び一五二七号は、目録番号と対応するものや、その他年号を書き込んだ付箋が多くはさみ込まれている。しかし、それらは添付場所から離れており、該当場所と一致しないもの、または不明のものが多い。そこで付箋の現在はさまれている場

所に図記号をし、その文書末に付箋の内容を示した。

15 一五二四号の付箋に、朱書きで「」のような行消しの記号がでてくる。この記号は校正規則上は「」でくるものであるが、編集の都合上「」をはずしてある。

一、本巻収録の一五二四号「御状案書」は、その表紙の同じ部分に「借一六五二／内務省記録課」という札が付いている。内務省に保管されていた時期の整理札と思われるが、本巻では原史料のまま当該箇所に再現した。

一、本巻収録の一五二四号「御状案書」は、咸豊元年から同五年にまたがる文書であるが、その中咸豊二年壬子案書目録および本文の通し番号の「四十四」が脱落している。文書に通し番号を付す際のミスかと思われる。よって原史料のまま収録した。

一、一五二四号「御状案書」及び一五二七号「従大和下状」は東京大学法制史資料室と国立公文書館ともに所蔵されている文書である。それを比較すると、前

者は原文書より何らかの意図をもって抜粋された文書であり、後者は、その文書内の目録と本文を比べた場合すべてが対応している。そこで後者を原文書により近い状態とみなして、本巻では後者を基にした。その上で、前者との重なる部分は、◎をもって表示した。

一、一五二七号「従大和下状」は東京大学法制史資料室と国立公文書館ともに所蔵されている文書である。その中、文書「五十四」について、前者と後者に違いが見られる。前者には、後者の文書「五十四」の冒頭「一玉文鎮巻／一香水入玉小瓶巻／一西洋端布五切巻」及び行間朱書が、何らかの理由で脱落していると考えられる。文書「五十四」は編集上両者の重なる部分と見なして◎を付したが、両者の違いについてはここで断っておく。

二、本巻収録の史料の活用については、東京大学法学部法制史資料室及び国立公文書館内閣文庫の理解と協力を得た。記して感謝申し上げます。